

(第一類 第七号)

第二回國會 厚生委員會 議錄 第二十四号

(七十三)

昭和二十三年七月五日(月曜日)

午後零時二分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事 有田 二郎君 理事 中嶋 勝一君

理事 田中 松月君 理事 山崎 道子君

理事 武田 千三君 江崎 眞澄君

大石 武一君 角田 幸吉君

坂本 實君 重富 卓君

田口助太郎君 深津玉一郎君

山村新治郎君 太田 典禮君

重井 鹿治君 馬場 秀夫君

松原喜之次君 萬田 五郎君

山下 榮二君 小野 孝君

園田 直君 並木 芳雄君

最上 英子君 野本 品吉君

平工 喜市君 齋藤 易君

寺崎 覺君 林 百郎君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

厚生事務次官 喜多嶋治郎君

厚生事務官 木村忠二郎君

委員外の出席者

厚生事務官 大山 正君

専門調査員 川井 章知君

七月五日委員武藤通十郎君、松谷天光君、福田昌子君、師岡榮一君、小笠原八十美君、近藤鶴代君、周東英雄君、村上清治君、井上知治君、山口六郎次君、井村鶴二君、荊木一久君、松本眞一君及び徳田球二君等任につき、その補欠として山下榮二君、萬田五郎君、馬

場秀夫君、松原喜之次君、重富卓君、坂本實君、田口助太郎君、江崎眞澄君、山村新治郎君、角田幸吉君、園田直君、並木芳雄君、平工喜市君及び林百郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

消費生活協同組合法案(内閣提出)(第二二三号)

○山崎委員長 ただいまより會議を開きます。

消費生活協同組合法案を議題として審査にはいります。質疑は通告順によつて許します。有田委員

○有田委員 本法案の内容とする消費生活協同組合の事業は、大體産業組合法により設立されておるいわゆる市街購買組合、消費組合の内容と同じものであると思ふのでありますが、なぜ別個のかかる法律を必要とするのか、この点を伺いたい。

○木村(忠)政府委員 産業組合法は、明治三十三年に制定せられたものでありまして、その後たび／＼改正いたしておられますけれども、現在の民主的な生活協同組織を律する規定といたしましては、適當ではない点がございまして、その組織及び運営につきましても、より民主的な基準を與える新しい法律が必要であります。また産業組合法は主として農産生産者の組合たることを対象としたおる法律でありますので、眞に消費者の協同組織を対象といたします特別な法律を制定することが望ましい次第であります。なお

産業組合法は、組合員の産業または經濟的の発達を企圖しておる法律であります。が、現に存在しております消費者の組合、または今後發達を期待しております消費者の組合の多くは、單に經濟的目的のみならず、生活その他の向上という文化的目的をもちますから、それに即應した新しい法律を制定することが現下最も必要であります。

○有田委員 しかれば産業組合法と上程されました消費生活協同組合法との間におきまして、どれだけ民主的になったか。民主的になった点をお示し願いたい。

○木村(忠)政府委員 消費生活協同組合法におきましては、設立の際におきまして、産業組合におきましては七人の發起人でできたが、本法案におきましては二十人の發起人が必要であるといふようにいたしました。また組合員の資格におきまして、産業組合におきましては、單に組合について法人が原則として組合員になり得ない場合の特例規定を設けてないが、本組合におきましては、組合の發達の現況におきまして、組合員は原則として一定の地域、または職域によることを明記しております。また連合会としては、産業組合法では産業組合、農会、農業会、また産業組合連合会でもつて構成するといふことになつておるが、本消費生活協同組合法では、消費生活協同組合、その連合会、他の法律による協同組織体でもつて、これらのものと同様の目的、性格をもつておるものは、すべて

連合会の構成員となると規定されておるわけでありまして、また組合員の責任の点につきましても、本法案におきましては、中産者以下の者の消費者としての組合であります点に鑑み、有限責任組織としたしました。また組合員の家族につきましても、議決等の場合におきましては、産業組合においては代理権を持つていないが、この組合が家庭を中心として運営されるという消費生活協同組合の本質に鑑みて、組合員の家族が總會に出席して發言し、また代理人として議決並びに選挙に加わり、單位組合員個人のみで運営されな

おると言つて差支えないと思ひます。

○有田委員 政府のお話によりまして、この提案の理由が法案の一番最後「國民の自主的自發的な生活協同組織に對し、その機構と運営に關する民主的な規程を與えて」云々というように出ておるのでありますが、ただいまの政府のいわゆる民主的という点は、發起人を二十人に殖やす、あるいは地域、職域をつくつていくとか、あるいは採決の方法が變つてきたとか、あるいは有限責任にしたという点があるが、それ以外では、今日中小商工業者の中でこの生活協同組合法案というものの對して、反對の聲があることは、政府當局においても十分御承知の通りであります。しかも今日中小企業廳というものを政府は設置されておられますけれども、何らこれが働いていないといふことはひとしく認めるところであります。中小商工業者は今ま

分の觀念は認めず、脱退等に対しても拂込者の出資額の範圍においてのみ拂戻しを認めるといふことにはいたしたてであります。組合の登記につきましては、嘱託登記でありましたものを、申請登記にいたしました。産業組合法におきましては、行政官の監督権がきつて廣範圍になつておつたけれども、本法案におきましては、組合の自主性を重んじて、これを最小限度に止めたのであります。大體本法案におきましては以上の点におきまして從來の産業組合法に比較いたしましたら、民主化されて

その中小商工業者が反對しておるこの法案、この法案に對して非常な不安をもつておるのであります。従いましてただいま政府の答弁によりまして、民主的だと呼ばれる点は、産業組合法を是正することによりまして、その目的は十分達し得られるというように考えられるのであります。政府の御所見を伺いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 本法案におきましては、その機構と運営についての民主的な基準を與えと同時に、自主的自發的な生活協同組合組織に對しまし

ことを実はお願い申し上げる次第であります。

○有田委員　私もこの法案を昨晩眼を通して、大分に変つておるという点を大いに認めたのでありますが、ただいま喜多政務次官からの御答弁の通りに、全國の中小商工業者に與える心理的影響ということを私どもは非常に恐れるのであります。もちろんこの消費組合というものが、すでに産業組合法として古くからあるものでありますし、この程度のものであれば、私どももまづ向から反対をするというような意圖をもたないのでありますけれども、少くともかかる法案については、全國的に誤解もあり、またいろいろな問題もある。従つて私は本國會においては、あと本日余す時間がわずかにありますませんが、審議を盡して、そうして來る第三國會の驍頭に本問題をお取上げになるべきではないかと考へるのであります。政府の所信を承つておきたいと思ひます。

○喜多政府委員　産業組合法があつて、今日この消費生活協同組合法をわざわざつくる必要がないのじやないかという御意見でございますが、中小商工業者における本法案の反対の骨子ともなるべきところは、まず産業組合はやはり資本主義でできておるものである。その産業組合より以上に中小商工業者を利害的に影響せしめるという法案に対しては、反対すべきものでなからうと思つておりますが、本法案の内容は産業組合法と比較いたしましたとして、先刻政府委員より述べましたごとく、中小商工業者に対しての與えるべき影響は、ほとんど毫末もないのではないかという趣意から見ました場

時代に副いました消費者全般の事業計画を立てるべきである。また従来の産業組合の事業といたしましての生産販賣というものを除いた、いわゆる購買あるいは利用のあるいは文化的、教育的というような全般の社会の生活状態を向上せしめるといふような、自発的結成をせられております今日の多数の場合、任意組合等を考慮いたしました場合、これらに根拠をもつた一定した法律をつくつていくということが、現在の時代的要請ではなからうかと存じております次第であります。よろしく御了承を願いたいと思ふ次第であります。

○有田委員　喜多政務次官の御意見は十分了承できたのでありますが、たがは本國會の最後の日に出すという結果われわれがこの法律を審議する場合において、十分審議できないきらいがあるものでありまして、本日無理やりにこれを採決して、本國會を通すということとは、將來禍根を残すのではないか。となわち少数党が自分の審議権を多数党の横暴によつて失われるというようなきらいがあるのではないか。特に本亭より会期がないというような点から考へて、この國會の少数党の意見というものは、新憲法によりまして十分尊重すべきであるというふうに記されてあるわけですが、この法案の出し方について、はなはだ遺憾であるという政府のお話も、われ／＼として本日より審議する機会をもたない

○憲政政府委員 有田委員の復讐問にお答え申し上げます。政府といたしましては、差迫りまして法案を提出いたしましたが、是が非でもこの際これを通過せしめようというふうに請求することは無理ではなからうと存じております。しかし通過せしめるか否かということとは、各党各派の問題であると存じます。国会議員の委員各位の御判断によつて、本法案を通過せしめるか否かということについて議御協議を賜わりたい。ただ厚生省といたしましては、審議期間の少かつたということに對しましては、遺憾の意を十分表

明いたした次第であります。しかしそれとしても厚生省としては早く提出できるべきものを遅延したものではありません。すなわち五月二十四日、各党の政治調会より、われ／＼に厚生省案としてこれの提出を要望せられてから直後におきましては、眞に社会局は全力を傾倒いたしましたとして、あらゆる部面に折衝をし、一日も早くこの法案の提出を提出をいたしたいというような考えをもつて臨んでまいりましたことだけは御了承願いたいと思ひます。

○有田委員　政府の御所信はよくわかつたのであります。さらにお尋ねいたしたいことは、現在存在しておる消費組合の状況について御報告を願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員　現在存在いたします消費組合の状況でございますが、

て認可を受けております。茲に示して  
いるものは地域が五百七十五、職域が  
百三十九、任意組合が地域が千二百八  
十一、職域が七百八、かように相なつ  
ております。

○有田委員 都道府縣別の組合の数及  
び連合会の数を御報告願いたいと思ひ  
ます。

○木村(忠)政府委員 これは資料とし  
て差上げてありますが、北海道が二十  
五、青森が四十三、岩手が二十二、宮  
城が三十七、秋田が九十一、山形が四  
二十八、福島が八十四、茨城が九十七、  
栃木が五十二、群馬が二十三、埼玉が

三十三、千葉が二十九、東京が三百十八、神奈川が二十三、新潟が百四十八、富山が二十七、石川が十一、福井が十四、山梨が二十六、長野が二十二、岐阜が三十六、静岡が六十六、愛知が七十九、三重が十八、滋賀が二、京都が百七十六、大阪が百六十七、兵庫が十七、奈良が六、和歌山が七十五、取が四十四、鳥根が九、岡山が百五十三、香川が百二十三、愛媛が七十二、高知が十九、福岡が五十九、佐賀が十二、長崎が三十六、熊本が四十二、大分が四十四、宮崎が三十三、鹿児島が二十四、以上であります。

○有田委員 この産業組合には連合というものがあるのでございまして、

○木村(忠)政府委員 連合会は全部

主といたしまして、野菜であるとか、魚類であるとか、つけ物であるとか、衣料を扱っているのであります。それから利用設備といたしましては、浴槽を経営しておりますとか、あるいは医療設備をもつておるとか、あるいは粉、製パンの工場をもつておるとか、ような所もございます。そのほか文化的な活動といたしましては、家庭会催すとか、主婦の会合を催すとか、催すいは授産、内職といったようなこともやつておるように承知いたしておきます。

○有田委員 組合員の變に 現存の  
全國的にいくらぐらいになつておりま  
すか。

○木村(忠)政府委員 昨年の五月現在、全部で二百七十三万三千二百二十人になつております。

○有田委員 さらに府縣別にわけて説明願いたいと思います。

○大山説明員 北海道二万四千六十二人、青森二万八千六十人、岩手一万千九百九十九人、宮城二万一千八百九十二人、秋田十万九千七百六十二人、形三万七千二百九十九人、福島五万六千一百十三人、茨城四万八千六百七十七人、栃木六万四千六百六十七人、群馬一万四千二百三十三人、埼玉二万四千四百六十九人、千葉二万七千八百八十八人、東京七十七万七千八百七十二人、神奈川一万四千八百二十三人、新潟七万五千七百三

九千二百二十人、大阪一万一千六百六十九人、兵庫十一万七千八百九十四人、奈良一万一千七百六十五人、和歌山四万一千二百八十人、鳥取一万五千九百五十六人、島根一万六千九百二十人、岡山五万六千三百三十九人、廣島十二万二千四百五十三人、山口二万五千八百三十一人、德島一万九千八百八十一人、香川十万五千九百八十八人、愛媛九万四千四百三十一人、高知三万七百二十一人、福岡十六万三千一百一、佐賀一万三千三百九十二人、長崎四万三千三百一十四人、熊本二万二千五百人、大分

十八万四千七百四十五人、朝鮮二百四十五人、  
十五人、鹿児島二万九百七十五人、  
計二百七十三万三千二百二十一人である  
ますが、これはおおむね世帯主がな  
ておると思われましてので、これに世  
員、家族数をかけました四倍ないし  
倍の人数が、大体において組合關係  
である、かように思つております  
○有田委員 二百七十三万人の四倍  
いし五倍と見てよいわけでありま  
か。すなわち一千万ぐらいの組合員  
考えてよろしゅうございますか。  
○大山説明員 さようでございます  
○山崎委員長 暫時休憩いたします  
午後零時三十五分休憩  
午後二時二十七分開議  
○山崎委員長 それでは休憩前に引  
いて会議を開きます。

○有田委員 ます中小商工業の失業状態につきまして、政府調査の御報告を願いたいと思います。

○木村(忠)政府委員 中小商工業者につきましては、ただいままでのところ、業者の数は減えておらず、減つておりません。そう大した失業はないものと思います。

○有田委員 戦中企業整備によつて中小商工業者の業を失つたものは数が多いのであります。終戦後これらの失業者をどうして救済するかということについて、政府の今までのところ、中小商工業者の失業に対する救済のやり方、並びに将来に対する御方針をお聞かせ願いたい。

○喜多政府委員 有田委員の御質問は、中小商工業者の企業整備による失業者が、この法案に対して将来どういうふうになつておるかという御質問のように承りました。大体のところはこの法案ができたからとしまして、先刻申し上げました通り、商業者との間における機会均等の競争をしていくという意味合いになつておる点からいいますと、急激にこれが進展したために、商業者が圧迫を加へられて失業者が繰出すべきものであつた、厚生省といたしましては解釈をいたしておらない次第であります。

○有田委員 ただいま木村社会局長のお話では、中小商工業者の失業は相当減つておるといふ御返答であります。喜多政府委員の御答弁ではそうでないやうなお話であります。これについて政府の一貫した御方針を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 ただいま私は中小商工業者の数は減つておらず、失業者

の数は減つておると申し上げたのであります。なぜかと申しますならば、中小商工業者の数は終戦後逐次増加をしておるといふことなのであります。これはいろいろの統計が示してあり、失業者はだん／＼減つておるのであります。

○有田委員 しかしながら木村政府委員のお話では中小商工業者は今日の状態で失業者が減つておるといふことではあります。政府は、今日中小商工業者が非常に戦前よりもいい状態におかれておるといふ御見解であります。それとも戦前よりも非常に悪いという御見解をもつておられますか。これを伺いたしたいと思います。

○喜多政府委員 戦前から比較しますれば、商業者は減つておると言えるものではなからうかと思ひます。戦中における企業整備によつて廃業したものに對しては、減少しておるだらう。しかし終戦後における中小商工業者というものは、決して減つておらぬといふうちに実は厚生省として考えておる次第であります。なおもちろんこの法案を出す場合におきまして、厚生省も、中小商工業のことを考えなければならぬと解釈いたしますが、失業問題と中小商工業者問題は、商工省関係と労働省関係の問題ではなからうかと考えるのであります。われ／＼といたしまして、もちろんそれに關心をもつてこの法案を提出しておるわけでありま

す。この法案によつて失業者がたゞいま申し上げた通り急激に増加するものではないと考へておるわけでありま

○有田委員 この問題につきましては厚生省の所管と違ひまして、おそらく

商工省あるいは労働省方面の所管に属するものかと思ひますが、とにかく私どもの常識といたしまして、戦中企業整備によつて、戦争が済んだら企業整備をもとへ返してもらへるというものが、全國の中小商工業者のほかに希望であつたわけでは、ところがその後におきまして今喜多政府委員から言われたやうに、幾分減つておるといふ点については認められるのである。また統制も非常に強化されておるといふ状態から、中小商工業者は、私どもは今日十分に恵まれていない、むしろ氣の毒な状態にある、こゝういふやうな見解をもつておるのであります。政府も私のたゞいま申し上げました中小商工業者のお氣の毒な状態にあるといふことを考へになつておられるものか、むしろ中小商工業者は恵まれておる、かやうな御見解をもつておられるのか、承りたいと思ひます。

○喜多政府委員 有田委員のお説のごとく、中小商工業者が戦後において恵まれておるものというふうには解釈はいたしておりません。但し中小商工業者に対して、この法案が出たから非常に圧迫を加へるといふこと自体は、現在の時代から言ひますれば、機会均等における競争という点から、自由主義あるいは民主主義になつた今日といたしましては、生活消費者が自発的に組合をつくつていくといふこの傾向を阻止することはできないことではないかと考へておる次第であります。

○有田委員 中小商工業者が今日全國的に非常に困つておるといふことは、おそらく政府もたゞいまの御答弁の通り御承認になつておられることだろ

うと思ひますし、私どもも中小商工業者が今日非常なお氣の毒な状態にある、さなきだに敗戦後における日本産業の現況というものは、工場、事業場、機械設備、原料、資材等も少く、また稼働率も非常に少なくなつてきておるのであります。従つてその生産の少い状況のもとで、商工業者が職場を得るといふことは、今日の状態でははなはだ容易ではない、かやうに考へておるのであります。従つて今日まで中小商工業者が細々とその職場を守つておる、まことにお氣の毒な状態であるといふことは、ただいま政府の御答弁の通りであります。この際この法案が通りま

することによつて、こゝういつた組合をつくるということのために、中小商工業者の非常にお氣の毒なことが、さらにお氣の毒な状態になるのではないかと、かやうに私どもは憂へるのであります。この点につきまして政府は、

さうでない、かえつて中小商工業者のためになるという御見解をおとりになさるか、幾分さういふ方面の犠牲はやむを得ぬというやうな御見解をおとりになさるか、あるいは中小企業法においてこゝういふ法案が出て、中小商工業者は非常に困るやうになるが、それに対しては政府はこゝういふ救済の手を伸ばさうとしておるのだといふやうな意味合いの点について、政府の御所信を承りたい。

○喜多政府委員 厚生省といたしましては、この法案によつて特別中小商工業者の発展を阻害するといふやうなことはないと、かやうに考へておるわけでありま

す。なせならば、今日の情勢から見まして、自由主義的に相なつておる今日、特別な法案によつて、これ

を維持育成をしていくといふやうな内容の盛りだくさんな場合においては、お説のやうな論が出ると思ひのでありますけれども、大部分におきまして商業者と同じ立場に立つて自主的に組合をつくつて仕事をしたいといふ理由には、これを阻害していくという理由が、現在の情勢から言つてないのではなからうか、かやうに考へておるのであります。

○有田委員 しかば政府は、この法案によつて中小商工業者はいささかも影響をこうむらない、かやうに私どもは解釈してよいものでありますかどうか、御答弁を願ひます。

○喜多政府委員 これは商業者自体のやはり心構えのいかんではないかと私は考へるわけでありま

す。しかば過去の産業組合法における消費組合の問題等も考へる場合におきまして、これが発展したかどうかといふやうな問題もあるわけでありま

す。から、いわゆる商人の心構えによつて、商業者みずからが將來どうなるかといふことになすべき問題でなからうかと私は思ふのであります。さういふ面から見まして、將來の商業者の進み方といふものは、結局自己の努力によつて、やはり機会均等によるこゝういふ組合ができて、互いに競争していかなければならぬといふことになつておるわけではなからうかと、かやうに考へておるわけであり

ます。

○有田委員 政府の御所見と私どもの所見とは、いささか相違するところがあるやうであります。それは後刻にいたしまして、私どもは、生産者から直接消費者へというスパークは、日本経済が戦前のごとく百パーセント動

○喜多政府委員 有田委員のお説に對しまして、本日提出いたしましたこの法案に對しては、中小商工業の權益を十分認めて、特別なる中小商工業者に對する圧迫を加えておるといふような内容はほとんどないのでなかろうか、かように実は考えておるような次第であります。

○有田委員 大体總括的なものはその邊にしてまたあとに譲りまして、法案について政府の御所信を伺いたいと思ひます。

向上が期待される。こういう趣旨をもちましてこの目的を果していきたいと考えております。

○有田委員 第二條の第二項「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。」こういう一項が設けられておるのでありますが、政府はさういうお考えでこういう案をおつくりになりましたか、それを伺いたいと思っております。

○木村(忠)政府委員 消費生活協同組合

○有田委員　政府の御趣旨はまことに結構だと思つておりますが、政党的の爲めに利用してはならないというのが道義的である、かようなお話であります、こういう法案をつくつても、これを御利用になるような政党が出てくるのじやないか、また現にあるのじやないかと考えるのであります、これに対する罰則とかそういうものは無い。従つてかえつて利用してはならない

な見解を私にたとふものでありますか。どういふ御趣旨でありますか。

○本村(忠)政府委員 政党のために利用したか、しないかという点につきましては、非常にデリケートな問題でありまして、これを解散あるいは罰則といったようなことの事由にいたしますと、その点が悪用せられまして、その結果かえつて悪い弊害が出てくるおそれが多分にありますので、これは組合員全体の信念と申しますか、組合の信念をここに現わすといったような意味

けることによりまして、組合に対する指導は十分やらなければならぬと思つております。しかし処罰までやらなくてはならぬということにつきましては、ただいまのところ処罰までもつていくべきでなからうと考へております。

**の有田委員**　しからばこの後にいろいろな法文がありますが、その中に生活協同組合を解散させることができるといふような一項もあるわけで、政

色の非常に濃厚なものについては、これに解散を命ずるというような方法については、政府としてお考えになつていないかどうか承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 むろんこれによりまして、政党のために利用する目的をもつていふような措置をするつもりであれば、その加入脱退の原則であるとか、あるいは議決権の原則であるとか、あるいは実際の運用等について無理ができてくるのが多かろうと思ひるのであります。もしそこまで至つた場合には、当然その解散等に対する規定が適用されることになつてゐます。しかし単に政党のために利用したかどうかという点につきましては、組合の精神の問題でありますから、これがはつきり利用したかどうかという点が具体的にいつてくるといつた場合には、おそれるは他のいふ／＼な條項に該当してゐるのではなからうか、かように考へておられます。

○有田委員 しかば政党的のために利用したとはつきり具体的事実が現われて、そのための弊害が非常に多いといふような場合におきましては、政府はそういう後々の項にある罰則によつて組合を解散することができるといふような意味合いのことを御政府になる御決意ありと、かように政府の答弁を解釈してよいものでありますかどうか、重ねて承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 他の條項に該当いたしません場合には、政府としては当然これに対する処置をしなければならぬものと思つておられます。

○有田委員 第四條の中に「消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、法人とする。」といふのがあります

が、この法人はいかなるものを指すのでありますか、御説明を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは営利を目的としない社団法人であります。

○有田委員 社団法人も法人の一つでありますが、財団法人とかあるいは株式会社、合名会社というふうなものはお考えになつていないのか、その点もお尋ねいたしたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 株式会社あるいは合名会社というふうなものではないのであります。特殊なる非営利法人であると思ひます。

○有田委員 しかば財団法人はこの中にはいるかどうか、御説明願ひます。

○木村(忠)政府委員 本組合は組合員といふものを基礎としておられますから、社団法人でありまして、財団法人ではないと思ひます。

○有田委員 第五條にはいりまして、「組合は、都道府縣の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域による消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会は、この限りでない。」といふ條項がありますが、やむを得ない事情といふのは、どういふことを具體的に指しておるのであるのか。

○木村(忠)政府委員 職域が二つの府縣に跨つておるといふような場合の消費生活協同組合はやむを得ない事情であります。つまり私鉄のやむを得ないもの、一つの縣から他の縣に跨つておるといふので、その全体の職域と申しますと、どうしても教員に跨つた組合と考へなければならぬといふことになつてゐるので、その場合には例外としておるのであります。

○有田委員 私どもの考へをいたしましては、過去の消費組合の例から見まして、都道府縣といふような非常に廣い地域に組合がござりますと、まことに廣がつかなくて、かえつて失敗した例を知つておるのであります。これが東京都に例をとりまして、東京都全部の組合といふことになつてゐると、うまいつておるものは少い。どうして各々の組合といふような、地域的に限られた一定区域を狭めてやつたらどうか。ただ連合会につきましては相當廣い区域でもよいと思ひますが、單位組合が都道府縣といふような非常に廣い面にわたつたといふことは、實際の狀態から考へてみて、失敗が非常に多いのではないかと考へるのであります。が、政府の御所見を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 組合の区域は原則として市町村あるいは區の区域等の範圍内できめることが適當であるといふ御意見は、ごもつともであります。が、あるいは市の區域を跨りましてやらないければならぬ場合もござります。土地によりまして適當な区域といふものが、市町村の區域といふものよりまづ一致しない場合もござります。この点につきましては都道府縣の區域を越える場合だけを制限いたすことになつております。

○有田委員 政府の趣旨はよくわかつたのであります。政府は過去からの実例を徴せられてみて、廣い地域の方が成功しておるか、比較的狭い各々といふようなものが成功しておるか、この点を過去の狀態からお考へになつてお示し願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 どちらの場合でも

ありまして、組合員が組合の精神をよく納得いたしまして、また組合に非常によい指導者がおるといつたような場合、その場合は大体組合が成功いたしております。廣い場合でも狭い場合でも、組合員が組合の精神といふものを理解せずにはやつておると、あまり成功していません。大体精神の問題でありまして、区域の問題は必ずしもどちらとも限らないと思ひます。

○有田委員 第八條の「この法律は、労働組合法による労働組合が、自主的に第十條第一項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を與えるものではない。」といふありまして、これはどういふことを意味しておられますか。

○木村(忠)政府委員 労働組合法によります労働組合は、組合員のために物資の購入、加工等の事業をいたすことができるのであります。そういう經濟行為をすることができるとあります。が、そういうことをこの法律によつて制限をしようといふ趣旨は全然もつていないといふことを、特に明らかにした次第であります。

○有田委員 しかば八條は、労働組合がこういうふうな／＼の組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しない、または生産して、組合員に供給することを目的とするといふたような事業をすることと政府としては認める、こういう御見解でありますか。

○木村(忠)政府委員 これは労働組合法においてそれができるといつたのであります。それをこちらの方で制限するつもりは全然ないといふ趣旨であります。

○有田委員 第十條の第二号に「組合員の生活に有用なる協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業」といふのがありますが、「有用なる協同施設」といふのはどういふことを政府としては御計画になつておられますか。

○木村(忠)政府委員 これは浴場、理髮、あるいは医療施設といふたようなものでござります。

○有田委員 第三号の「組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業」といふ一項がありますが、これの具体的なことについて御説明を伺いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは家庭会を開くとか、あるいは懇談会を開くとか、あるいは家庭図書館をつくるといふたような事業でござります。

○有田委員 たいへんいい御計画であります。こゝにいつたことについては將來政府がその國費をもつて援助するといふような御計画がござりますかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは大体におきまして組合がみづからやる事業として考へてゐるのであります。政府におきましてこれに対して助成をするといふようなことは考へておりません。

○有田委員 第五号に「組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業」というのがありますが、が、どういふことを政府としては御計画になつておられますか。具体的に御説明をお願いしたい。

○木村(忠)政府委員 これは従来から組合でやつておりました組合学校というやうなことを考へてゐるのであります。組合員その他に講習会を組合が開くというやうなこともこれに該当するといふふうに考へております。

○有田委員 第三項「都道府縣の区域を越える連合会」で地域によるものは、前二項の規定にかかわらず、會員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業以外の事業を行うことができない。こゝういふように書かれてゐるのであります。これは大体どういふことを意味してゐるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 都道府縣を越えた連合会、つまり都道府縣以上の連合会といつたやうなものは、これは組合の健全なる発達をいたしました上においてはきつめて必要なものであり、それによつて組合がまた健全なる発達を遂げ得るといふように考へてゐる次第であります。現在の情勢におきましては、あるいはこれによつて企業独占といつたやうなおそれが多分にあると考へられますので、それらのことを考へ合せて、それから当座の問題といたしましては、組合の指導、連絡、調整といつた以外のことは、縣以上の連合会といつたものではやらせないとにしてゐるのであります。

○有田委員 第十一條の「組合は、前條の事業を行うにあつて、特別の理

由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない。」といふのがありますが、その「同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない」といふのは、具体的にどういふことを意味してゐるのか。

○木村(忠)政府委員 たとえば商店の登録といつたやうな場合におきまして、他のものよりも制限された條件のもとにその登録を制限せられるといふやうなことになる。他の業者と同じ條件でそのやうなことができるといふ趣旨であります。

○有田委員 第十二條は「組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。」といふやうに書かれておりますが、「組合の事業を利用することを強制されない」といふ意味は、どういふことを言ひ表わしてゐるのか。

○木村(忠)政府委員 組合はあくまでも自由でありまして、組合員に対しては何らの強制も行わないといふ趣旨から、組合事業の利用につきましては、組合といつたものでは、組合員に組合の事業を必ずしも利用せしめらうといふやうなものが多分にある。従ひまして組合の事業を必ずしも利用しなければならぬといふことにしない。一部利用して、一部利用しないでもいいといふことにしてゐるのであります。

○有田委員 第三項に「組合は、組合員の利用に差支ない限り、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の総額は、特に行政廳の許可を得た場合の外、その事業

年度における組合員の利用分額の総額の十分の一を越えてはならない。」といふのがありますが、先刻申しましたやうに中小商工業者を擁護するといふ意味におきまして、組合員以外の利用といふことを私どもは強く反対をいたしてゐるのであります。この点について政府の所見を伺ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 組合につきましては機会均等といふやうな意味からいへば、その組合の利用に対しては制限を加へないのが最も適當であるといふのであります。あらゆる競争につきまして自由平等に競争せしめるといふ意味からいひまして、組合を利用する者は組合員であるが、組合員以外を利用もこれを自由にさせることが適當であらうと思ひます。組合といつたものは組合員に利用せしめることが建前でありまして、組合員以外の利用といふことは組合のためになりませんし、組合としても適當でない。従ひまして組合員が利用することを妨げない限り、組合員以外の利用につきましては、ある程度の制限を加へなければならぬのではないかと思ひます。また組合員の利用のみに限定いたすことによりまして、實際の状況によりましては、そのために組合が成り立たないことも考へられるのであります。また組合の事業の種類によりまして、たとえば今申し上げました浴場であるとか、医療施設といふやうなものにおきましては、その他に組合員以外の者が利用すべき施設がない場合に、これの利用を禁止することは適當でないと考へますので、制限を加へた上で組合員以外に若干利用せしめるといふことにいたしました次第であります。

○有田委員 政府の御説明はいろいろ設備を組合員以外の人が利用するといふ点を特に強調しておられるやうであります。私の申し上げておるのはいわゆる配給の面においての問題であつて、先刻申しましたやうに中小商工業者が非常に困つておるときに、組合員以外にこれをまわすことは私どもは適當を欠く、かような見解をとつておるのであります。さうな点に対する御所見を伺ひます。

○木村(忠)政府委員 これにつきましては組合であると組合以外の商業者であるを問はず、機会均等にこれを利用せんとする者に利用せしめるのが自由競争の原理に適合してゐるのであります。組合員以外に制限を加へるといふことは、むしろ自由競争の原理から適當ではないと考へるのであります。もちろんこれによりまして組合員が利用するのに妨げになる、つまり組合を利用できなくなることは困るのであります。ですから、當然組合員の利用が優先であつて、それ以外の者は妨げない限り利用せしめるといふ趣旨で相當の制限を加へたわけでありまして。

○有田委員 政府の御意見は、平時の場合におきましては、あるいは戦前の日本の経済が豊かな状態にあるときならば、はなはだ私は結構だと思ひます。が、敗戦後今日非常に國民が困つておる。特に中小商工業者が非常に疲弊しておるという現状から考へまして、この問題は中小商工業者にとつては非常に重大な問題ではないか、私はかような見解をとつておるのであります。この点につきまして喜多政務次官の御答弁を承りたいと思ひます。

○喜多政府委員 この員外利用が本法

案の中小商工業者との間に、最も重要な關心のある問題でなからうかと思つておるわけでありまして。原則的に見まして、こゝういふ組合に員外の利用を認めるということは、本質的におきましては、私どもとしては認めない方が當然ではないかといふふうに考へさせられるわけでありまして。しかし一面現在の社会の情勢を見ます場合に、おきましては、組合員のみによつてこれを消費せんとした場合におきましても、實際上におきましては、野菜とか物によつては員外に利用せしめなくてはならぬといふものも出てくるのではなからうかといふことを考へまして、まず最小限度一割程度を認めていくといふことが現在の情勢から見ても一番適當でないかといふところに、中小商工業者の点を考慮いたしまして、この程度が最も適當な規定であると思ひます。

○有田委員 喜多政務次官の御所見よくわかつたのであります。私どもは喜多さんとまた意見を異にする点もあるものであります。將來は日本の経済が戦前まではいかにないまでも、豊かな状態——今日よりもよい状態になつてまいりましたときには、員外利用といふことははなはだ結構だと思ひます。しかしながら今日の中小商工業者が敗戦後非常に困つておるという状態において、將來はこゝういふ法案にかえていくとも、今日は私は員外利用はさなきだに困つておる中小商工業者を擁護するといふ建前から、なんとか考慮せらるべきではないかといふ見解をとるものであります。さらに喜多政務次官の御意見を承りたい。

○喜多政府委員 員外利用の問題につ

きましては、当初これを課税問題とにらみ合わせる性質のものではなからうかと思つておつたのであります。当初における課税問題が農業組合あるいは産業組合等において免税をしておるといふ点から言つて、やはり同様の性質を帯びるべきこの団体は、課税を免除しなければならぬという問題が出ております。課税の免除せらるべき性質の組合であれば、これについての員外利用は認めない方針にしなければならぬと思つてありますけれども、現在における課税規定が本国会において可決せられましたとく、税法の改正によりまして大体において農業組合、産業組合あらゆる組合がほとんど均衡のとれた課税をいたしておるといふ面から見ますと、特別に援助をいたしておるといふこともない。それから諸外國の員外利用を調査する場合におきましては、ほとんど諸外國においては若干あるいは相当廣汎な員外利用を認めておるといふような点も考慮いたしまして、まず一側程度を厳守せしめるようにして実行面に移していく方が妥當でないかというふうには考えさせられておるわけでありまして。

○有田委員 喜多政務次官の所見はよくわかつたのでございます。外國の例を引用されておりますが、外國と違ひまして今日の日本は非常に敗戦後疲弊いたしておるといふことと私に申し上げるまでもないこととあります。われわれ民主自由党といたしましては、將來戦前の豊かな状態に、あるいは戦前のようにならないまでも、豊かな状態になつてまいりましたときには、員外利用といふことも考え得られると思つておりますが、今日の状態において

の次の「一定の職域内に勤務する者」との一定といふのは両方ともどういふことを指しておるのであるか。○木村(忠)政府委員 定款でもつて範囲が限定されておる場合には、その限定した範囲内の地域といふことになつております。○有田委員 限られた範囲内といふことは、どういふことを指しておりますか。具体的に御説明を賜りたい。○木村(忠)政府委員 市区町村の区域、あるいはその中の町の区域に制限してもよろしいやうございまして、職域におきましては一つの企業体、あるいは一つの企業体の中の一つの職場といふように制限してもよろしいのでございしますが、そういう範囲が限定され得る場合には、その限定した範囲といふものを、一定の地域と限つておるわけでありまして。

○有田委員 第二項の「地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者の外、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することとを適當とするものを組合員とすることとができる」といふ一項がありますが、これまた中小小商工業者に対して問題になる点だと思つておりますが、喜多政務次官のこれに対する御所見を承りたい。○喜多政務委員 これは實際問題として、こゝういふような問題が生れてきた場合には、認めることのできないようにすることは、あまりに制限をし過ぎるのではなからうかといふように考へておるわけでありまして。

○有田委員 同じく三の「職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することとを適當とするものを組合員とすることとができる」とこゝういふ一項があります。が、これまた同じく中小小商工業者、さなきだに非常に困つておる中小小商工業者に対して大きな痛手である、かような見解をとるのであります。喜多政務委員の御所見を承りたい。○喜多政務委員 これも前項と同様な意味において、まずこの組合自体に対して一方的に、また全然束縛したやうな發展性のないやうなものにこれをししていくことも、國民全体の消費者を考へる厚生省といたしましては、中小小商工業者に対して、御説のごとく若干の不利益をかかすかもしれないが、まずこの程度は國民全体を対象として考へた場合においては、中小小商工業者に対するごく輕微な影響と見て認めるのが妥當でなからうか、かように考へて認めておる次第であります。○有田委員 御趣旨は私もよくわかりまして、大体私も決してこの点について反対のための反対をいたすものではないのであります。ただいま申しましたように、今日疲弊しておるが、將來經濟的に幾分復興いたしまして、場合においては、地域別の職場の問題も私はこゝういふやうになつてしまふべきものという見解をとるものであります。けれども、今日の場合は、さつき第十二條第三項の組合員外の利用という建前と同じく、今日の状態において非常に困りになつておる中小小商工業者に対して、親心をもちつて何とか保護をしてやるといふ建前から、こゝういふものに対して何らかいまいはばらく御考慮を願いたいといふのが私どもの考へでありまして、將來いつまでもこれを固守するといふのではない。今日特別困つておる中小小商工業者のことについても勤勞大衆に対すると同じくお考えを願いたい。かような見解を維持しておるのであります。さらに第四項の第二の中に「他の法律により設立された協同組織体で、第二條第一項各号に掲げる要件を備え、且つ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの」といふ項目がありますが、これはどういふことを指すのか御説明を願いたい。○木村(忠)政府委員 農業協同組合、産業組合等でありまして消費生活協同組合と同種の事業を行うもの、これは連合会に加入することができるようになることが適當であると、かように考へていたしたのであります。○有田委員 第十五條の「組合は、その組合員の数を制限することができない」といふように掲げられてあります。これは今度のこの法案の一つの特徴であらうと思つていますが、これについて政府がかやうにおきめになつた御方針を承りたいと思つております。○木村(忠)政府委員 これは協同組合の原則によりまして、組合員については加入、脱退の自由を確保しておるといふのが協同組合の原則になつております。従つて一定の資格の制限はありませんが、その資格をもつておりますものは何人おりましたも、これを入れるといふことが協同組合の原則であります。その原則に立ちましてやつております。○有田委員 第十五條の二項に「組合員たる資格を有する者が組合に加入し

ようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。」というふうに書いてありますが、これまた非常に民主的な考え方だと思ひますが、これについての政府の御所見を伺いたいと思ひます。

○有田委員 第四項の「組合員の責任失する」とありますが、さらにこれをもつと少くするに法律をえて、たとえば八分の一にするというやうなことはお考えになつておられるかどうか、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 この制限をどのくらいにしたらいいかということになるのでありますが、あまり制限いたしなると、組合自身の資金を獲得する上におきまして、非常に不便を感じるという点を考へまして、あまり多くするのにも困りますが、あまり少くして制限を加へるといふことも適當でない。組合の実情に即して定款でもつて制限をつけるべきであると存じまして、その最高限を四分の一というところに押えてゐるわけでありませう。

○有田委員 第五項の「組合員の責任は、その出資金額を限度とする」という項がありますが、これはどういふことを指しているのか御説明を伺いたしたい。

○木村(忠)政府委員 無限責任、保証責任というやうなものでなく、有限責任といふ見地から示したものでありまして、これはどちらがいいかといふことはいろいろ批評があると思ひますが、實際問題として責任が限定されないために、組合員の加入を躊躇させるということがあり、その組合の成立することが阻害されることを防ごうとしたものであります。

○有田委員 第十七條の「組合員は、その出資金額の多少にかかわらず、各一個の議決権及び選舉権を有する。但し、連合会については、會員たる消費生活協同組合の組合員数に基いて、定款で別段の定をすることができ。」といふのはどういふ程度のことを指しているのか。具体的にひとつ御説明をお願いしたい。

○木村(忠)政府委員 これは組合員の数が何人以上のところは何人といふたやうなきめ方をすることができたらうと思ひます。これについては特別な制限を設けておりませんが、ある一つの組合が非常に大きな勢力をもつというやうなことは、ないやうにしなければならぬと思ひます。

○有田委員 ある組合が非常に大きな勢力をもつてはいけないうやうなことが、これによつてどういふやうに具体的に制限することができるとか、お示し願ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 大体原則が一個一個といふことになつておりますから、これに対する例外として、非常に大きな組合と、小さい組合と集まつてゐる場合には、それをみな平等にいたしますことは、組合が個人の集團であるといふことからいふと、きつめが適當でないという感じがいたします。若しその間に差異は認めるといふ趣旨でございますので、結局これにつきましては、定款で適當に制限ができるといふやうに考へております。

○有田委員 この説明は私に納得しかねるのでありますが、また後刻に譲りまして、第二項の但書の中に「但し、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができない。」といふやうに出しておりますが、組合員と同一の世帯にある者は代理人となることができるといふのは、今までは見なかつたのであります。この点について政府の所信を伺ひます。

○木村(忠)政府委員 消費生活協同組合は、大個人が集まりでありますけれども、これは家庭といふものを基礎にした消費生活の一つの單位であります。家庭を基礎にいたしたものであります。家庭を一つの構成と考へますれば、その世帯に属しております者はそれを代理することができ、表決権を代理することができるといふことにするのが至當である。なおそれによりまして、一層組合といふものの思想が各家庭に普及し得るといふ考へから、かようにいたしたのであります。

○有田委員 今度の憲法によりまして、家族制度がなくなつて、自分の子供が他の世帯に在るといふやうな場合におきましては、これを代理人にすることができないのであります。かどう

か、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 全然世帯を別にいたしております場合には、代理はできないと思ひます。

○有田委員 第四項の「代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。」これはどういふ意味でありますか、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 代理人の数を制限いたしたのであります。十人と申しますのは、大体十人くらいで数はよからうといふのであります。

○有田委員 第二項の中に、同一世帯の者でなければ代理人になれないといふのに、十人以上の組合員の代理ができるといふのは、どうしても私ども合点ができないのであります。どういふ意味でありますか、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 つまり他の組合員が代理する場合には、一人の人が代理する場合に、十人以上の代理をしてはならないといふ意味でありまして、その代理をする人が組合員か、組合員の世帯に属する者でなければならぬ、こゝういふ趣旨であります。

○有田委員 第十九條の「組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができ。」この九十日といふのは、どういふところから九十日と算定されましたか、政府の御所信を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 この予告につきましては、どのくらいにしたらといふ

第二類第七号 厚生委員会議錄 第二十四号 昭和二十三年七月五日

点がいろいろ問題になるのであります。が、少くとも三箇月前くらいに予告をいたしましたせんと、組合におきましていろいろ処置等ができませんので、最々小限九十日という制限を設けたわけであります。

○有田委員 第三項の「前項の予告期  
間は、定款でこれを延長することがで  
きる。但し、その期間は、一箇年を越  
えてはならない。」これは一箇年としな  
くてもよいように考えられるのであり  
ますが、どういうふうな政府の御所見  
でありますか。

○木村(忠政)府委員　これは最大限二箇年でございまして、三箇月から一箇年の間で、定款で定めることができるということでございます。

○有田委員 第二十條第二項の二行目に「その總會の会日から五日前まで

に、その組合員に對しその旨を通知し、とありますが、この「五日前」というのは、五日前に發送するのであります。五日前に到着するのであります。殊にこのごろ通信關係が非常に悪い。またストライキも非常に盛んだというような状態にあります。これについては特に罰則が設けられておるというような点から行きまして、五日前に到着すると解釈していいのです。か、五日前にその通知を出す、と解釈するのであります。どちらの解釈が正しいか、伺いたいと思います。

○木村(忠)政府委員　これは到着主義をとつておるようであります。第三十八條におきまして、その通知が「通常到着すべき時に到達したもの」とみなすか、とあるから、大体「す」ということがありますから、大體到達主義でありますが、實際到達しないでも、普通の日に到着すべき時期に

やつておれば「到達したもの」とみなす。」ということであります。

○有田委員　大体これは罰則まで設けられておるのでありますから、到着によつて決めるのかどうかということをはつきり法文に明記すべきであるとは私は思います。この点漢としておることは、罰則を適用する上において、私は、私は当を得ないと思うのでありますが、この点について御所見を承りたいたと思います。

○木村(忠)政府委員　大体これは普通通信の常識からいたしまして、その当時の通信の状況というものからいたしまして、その前に到達するだけの余裕を見まして發送いたしましたものにつきましては、「到達したものとみなす」という規定がありますから、それに従つたものと考へております。

**○有田委員** これはやはり、そういうような政府の御所信であるならば、その総会の会日から五日前までに「到達するように」、あるいは「到着するように」、その組合員に對しその旨を通知

し」というように入れるべきであると私は思います。罰則がついていなければ問題はないのでありますが、罰則があるだけに、私はそういうように改めるべきじゃないかという考えをもつのでありますが、さらに政府の御所見を承りたいのであります。

○木村(忠)政府委員　大体最近のよう  
な非常に通信の不明朗な状況——最近  
は大分通信状況もよくなつたのであり  
ますが、大体の予想は今のところつけ  
得ると思います。その程度の注意さえ  
拂つてもらえば、罰則まで適用しない  
で済む。大体その点は裁判所において  
も十分判断ができることと思います。

○有田委員 いやしくも、法律につくるときに、木村政府委員のような御説明では、私どもは納得できないのであります。罰則という問題については、はつきりした法律をつくるべきであると思う。私ども立法府においては、そういうあいまいな法律は避けるべきじゃないか。かような見解をとるのでありますして、この点については、さらに政府の方でも御検討を願いたいと思ひます。

さらに十五ページに飛びまして、第二十八條第二項「特別の理由があるときには、理事の定数の五分の一以内を限り、前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができ。」ということが書かれてありますが、これについて御説明を伺いたいと思います。

○木村(忠)政府委員 組合の理事につきましては、組合に関するいろいろなき経験をもつた者がはいつておるのとが、その組合の運営をいたす上におきまして、きわめて必要であるという場合があり得るのであります。従いまして、必ずしも組合員の中からだけ理事が選任されるということに限定いたしませんことは、適当であります。しかしながら、その数も、あまり組合員

外の者が多くなることも適當でありますので、全体の五分の一——理事の定数は五人以上でありますから、多くても一人以上ということに相なるのであります。

○有田委員 第三十二條に飛びまして、「組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。」こういう項がありますが、御説明を願いたいと思います。

○木村(忠)政府委員 組合の執行機関は理事であります。が、理事と組合とが契約する場合におきましては、理事は、自分の利益と組合の利益とが、必ずしも一致するものとは考えられません。従いまして、その場合には監事が組合を代表するということにするのが適当である。かように考えますので、訴訟につきましても同様にしたように、かようにいたしましたのであります。なお理事が多数ある場合におきまして

も、他の理事が組合を代表するという  
ことにつきましては、理事と他の理事  
とが共同責任をもつという形になつて  
おりますので、なるべくならば全然共  
同責任のない者が代表するという方が  
適当であると考えまして、そういうふ  
うにいたしましたのでございます。

○有田委員 この理事と申しますのは、個人を指すのであります。それとも組合の理事という公職にあるものについての者でありますか。それを承つておきたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員　その理事の契約にあるその人でありますから、個人である人が組合と契約する場合も、理事としてやる場合も、同様であると思います。

○有田委員 組合の理事として組合と契約するということは、どうも解せないのであります。そういうことは考えられないと思います。組合の理事が個人の立場において組合と契約を結ぶと

いうことは、私どもも考えられるのでありますが、組合の理事という公職のままで組合と契約するということは妥当を欠く。かように思いますが、御見解を承ります。

○木村(忠)政府委員 それは仰せの通りであります。

○有田委員 よくわかつていただいで結構だと思います。この場合におきまして、個人の立場において契約するのでありますから、むしろ私は理事が他にあるという建前から、理事がない場合には監事がこれを代行するということとは考えられますが、この場合において他に理事もあるわけでありまして、組合理事としての立場でなく、個人としての立場にある人が組合との契約をする場合に、他の理事がこれに

あたるといふのが、われ／＼過去における商賣の経験からいきましても妥当だと思ふのでありますが、この点について政府はどういうようなお考えをもつておられますか。

○木村(忠)政府委員 これにつきま  
てはいろ／＼な意見があつたのでござ  
います、なるべくい／＼な問題の  
起ることは避けるというような意味か  
ら、こういう形にしたのであります。

○有田委員 これは實際にあたつてみ  
てどうかといふことはわからな

ないのではありませんが、私どもは当然理事がやるべきもので、理事のいない場合は監事がやるということは考えられますけれども、監事というのは監督の立場に立つ。しかも監事が問題を

起した場合には、たれがこれを監督するかと、この点も私は考え合わせるべきであつて、監督の立場にある人がこういう執行機関の理事の仕事をする。他に

方がないことだと思うのであります。これが、これはどうかと思う。さらにまた組合と理事との訴訟についても、これはまた個人の立場における理事、また公人の立場における理事もあるだろうと思ふのであります。そのあとの場

るのであります。か、明瞭しくてもこの  
れは到着というふうに解釈していいも  
のであるかどうか承りたいと思いま  
す。

○木村(忠)政府委員 これにつきまし  
ては、趣意としてはそのような意味で  
あります。

○有田委員 政府の御方針は大体五日  
前に到達する、かように解釈をしてい  
いものでありますか。

○木村(忠)政府委員 さようござい  
ます。

○有田委員 第三十八條第二項の「前  
項の通知又は催告は、通常到達すべき  
時に到達したものとみなす。」というの  
があります。これはただいまのよ

うなことを申しておりまするか、承りたいと思います。

○木村(忠)政府委員　そういう趣旨であります。

○有田委員　次にいきまして、第四十二條「理事には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百十四條第一項、第五十二條第二項及び第五十三條から

第五十五條までの規定を準用する。」といふのがありますが、私は昨日この法案を頂戴したのでありまして、一晩読ましていただいたのでありますが、不幸にして、民法、第四十四條第二項、第五十二條第二項及び第五十三條から第五十五條までの規定を準用する、こ

○木村(患)政府委員 民法第四十四條「法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」というのであります。つまり法人の行爲能力に関する規

定でありまして、法人の代表者が不法行為をした場合には法人が責任を負わなければならないということでありまして、その次の民法第五十二條第二項の「理事数人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行為ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス」という規定であります。それから民法第五十三條は「理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス」という理事の権限の規定であります。民法第五十四條は「理事ノ代理権ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」という規定であります。それから民法第五十五條は「理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得」ということでございまして、理事の委任権に関する制限の規定であります。

○有田委員 第四十四條の「組合と組合員との関係につき議決をなす場合には、その組合員は、議決権を有しない」というのがありますが、これはどういう意味でありますか、御説明をお願いいたします。

○木村(忠)政府委員 これは組合員が自分の利益に関するものでありますからして、その議決権を当然有しないものという意味であります。

○有田委員 第四十五條の第三項「議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない」という意味はどういう意味でございませうか。

○木村(忠)政府委員 議長は最後に可否同数の場合に、議長が決するところから、これは一般の議決には加わらないで、そうして可否同数のときにこれを決するということにいたしましたわけであります。

○有田委員 第四十七條第六項に「総代会においては、解散及び合併の議決をすることができない」というのがありますが、それはその他に何があるのですか。総代会に解散合併の議決はできないという事はわかりますが、その他に総代会は何をやる権限があるのか、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 総代会では總會で議決すべきことは大体できるのであります。組合の解散と合併とは、組合の生命に関するものでありますからして、これは總會の議決を経ることにしたわけでありまして、

○有田委員 第四十九條の第二項の「組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催

告しなければならない」というのがありますが、この公告の方法はどういうことが規定されるのでありますか。お

そらく省令とかあるいは命令とかいうもので定められると思うのであります

が、大体どういう御方針でありますか、伺ひたい。

○木村(忠)政府委員 組合の公告方法は定款でもつて規定することになつております。

○有田委員 この前に「知れている債権者には」というのがありますが、これはなんかも大体どういふことを政府として考えているのですか。しかもこれは罰則が考えられておるのであります。この点について、例えば組合にこ

ういふ債権者帳簿というものがあつて、この債権者帳簿については、必ず公告以外に出さなければならないというううな、平素からそういう用意をさせるのかどうか、その点も伺ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは債権者には原則として催告すべきものであると考へるのであります。ただ債権者として、自分の方は知らなかつたということにつきましては、組合側に差支の責任があると思へるのであります。

○有田委員 第五十條の「債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす」と第二項の「債権者が異議を述べたときは組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ」というのがありますが、この第五十條の二項につきまし

て「弁済し、若しくは相當の担保を供し」というこの意味はさういふことを意味してあります。御説明を伺ひたい。

○木村(忠)政府委員 債権者に異議ある場合におきましては、組合が出資している一口の金額の減少をいたしますれば、債権者に対しては不利を與へます。これを免れるために、これだけの手續を履ませることにいたしております。

○有田委員 第五十一條の第四項「組合は、第十條第一項第五号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない」というのがありますが、組合が損をした場合にはどういふことを考へになつておられるのですか。これも罰則がついておるのであります。この点についてももしも繰越しができないというううな場合には、やはり罰則を受けるのであります。か、伺ひたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 剰余金がゼロあるいはマイナスの場合におきましては、これは繰越すことはできないことになりまして、

○有田委員 第五十五條「發起人は、經營をしてゆくのに適當と思はれる人数の賛成者ができたときは、創立總會を開かなければならぬ」というのがありますが、經營をしてゆくのに適當と思はれる人数というものは、先刻二十人というううなこともありまして、

が、ここではどういふ意味でありますか、二十人なら二十人とはつきり明記されていいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 それは次の項にありますように、三百人が少くともな

ければならぬものであるが、特別の理由があるときはこの限りでないということになります。原則として三百人で

す。

○有田委員 特別の理由があるときはこの限りでないという、特別の理由とは具体的にどういふことを指すのか……

○木村(忠)政府委員 職域によりまして、工場等におきましては非常に人数の少ない場合がある。ある程度これより少い人数でもやり得るということにしておかなければ困る場合がありますので、そういう場合に限つておるのであります。

○有田委員 そういふ場合には、特別の理由というものは、政令か何かではつきり御方針をお示しになるのか、この点を承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 この点につきましては、適當な方法でもつて定めておかなければならぬものであると思つております。

○有田委員 飛びまして第五十七條、「發起人は、創立總會終了の後遅滞なく」というのがありますが、遅滞なく」というのは何日くらいのことを言うのであります。この点もはつきりお示しをお願いいたします。

○木村(忠)政府委員 遅滞なくと申しますのは、從來法令で使つておりますように、遅滞なくでありまして、これにつきましては、從來も一般の通念といふものに從ふものと考えます。

○有田委員 通念とは大体何日間くらいのことを政府としてはお考えになつておるか、承りたいと思ひます。

○木村(忠)政府委員 これは組合の規模その他によりまして、いろいろ違ふと思つております。



ヨリ二月内ニ少クモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ対シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スベキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス、前項ノ公告ニハ債権者ノ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債権ハ清算ヨリ除外セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得ス、清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス」

第八十條は「前條ノ期間後ニ申出タル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ債務権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノ請求ヲ爲スコトヲ得」

第八十一條は「清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ヲ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス、清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス、本條ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支拂ヒ又ハ債務権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得」

第八十二條は「法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ属ス、裁判所ハ何時ニテモ職務ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得」

第八十三條「清算ヲ終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス」

非訟事件手続法第三十五條第二項「法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主タル事務所所在地ノ区裁判所ノ管轄トス」

第三十六條「裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得」

第三十七條ノ二「第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス」

第三百三十五條ノ二十五の第二項、第三項といふのは「裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官廳ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得」、「前項ノ官廳ハ裁判所ニ対シ意見ヲ述フルコトヲ得」

第三百三十六條第一項「合名会社及ヒ合資会社ノ清算ニ関スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ区裁判所ノ管轄トス」

第三百三十七條「清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無盡業者ハ無盡管理業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ対シ亦同シ」

第三百三十八條「左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス、一 未成年者、二 禁治産者及ヒ準禁治産者、三 剝奪公権者及ヒ停止公権者、四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人、五 破産者」といふふうになつております。

○有田委員 第七十四條の第三項「組合は、設立の登記をした後二週間以内、從たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならぬ」といふのがありますが、この二週間といふのはどういふところから出たものでありますか、お伺いしたい。

○本村(忠)政府委員 これもやはり一定の余裕期間をおくという趣旨でありまして、普通二週間というのが、こういう場合に用いられておる期間であります。

○有田委員 この場合の罰則がないの

でありますか、政府はどういうようにお考へですか。所見を伺いたい。

○本村(忠)政府委員 他の法令と同じになつておると思ひます。

○有田委員 他の法令と同じで、これについては罰則を入れる必要がない、かような御見解でありますか、他の法令がどうあつても罰則をつけた方がよいといふようにお考へになりますか、承りたい。

○本村(忠)政府委員 登記は第三者に對抗する要件でありますから、これをしなければ對抗できなくなります。

○有田委員 七十五條の「組合の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては三週間以内、前條第二項の事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならぬ」といふのでありますが、いくつ從たる事務所をつくつてもいい、こゝういふ御見解でありますか、一つより從たる事務所をつくれぬものかどうか、承りたい。

○本村(忠)政府委員 これにつきましては制限はいたしておりません。

○有田委員 第七十六條の「組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内、第七十四條第二項の事項を登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならぬ」といふのは罰則がないのであります

が、これについてもやはりただいま政府のお述べになつたような御見解で罰則をつけないという考へかどうか承りたい。

○本村(忠)政府委員 さうでございます。

○有田委員 第七十七條の「第七十四條第二項の事項中に變更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内、從たる事務所の所在地においては三週間以内、變更の登記をしなければならない」といふのは罰則がないのでありますが、罰則の必要を認めぬとお考へでありますかどうか、承りたい。

○本村(忠)政府委員 登記につきましては登記がそのことの成立の要件になつておりますからして、登記がなければ全然なかつたものと同じことに法律上なる。それでこれにつきましてはなかくも差支えないじやないかと思ひます。

○有田委員 政府の御所見わかつたのであります、それと同じように、第二項の「事業年度終了後主たる事務所所在地においては四週間以内、從たる事務所を設けたことを登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては五週間以内、これをすることができぬ」といふのは第七十八條のものと方に「三週間以内」に解散の登記をしなければならぬ」といふ項がありますが、この七十七條の第二項は政府の今までの御見解と同じ御答弁だろと思ひますが、七十八條の「組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内、從たる事務所を設けたことを登記し、從たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に同項の事項を登記しなければならぬ」といふのは、私は當然罰則

があつてしかるべきじやないかという御見解を承りたいと思ひます。

○本村(忠)政府委員 ただいままでの答弁は取消します。間違ひでございます、登記につきましては、登記を怠り、また登記を延ばしたときは罰則があるのでございます。間違ひました。

○有田委員 一では今までの政府の各部の説明が誤りでありますならば、あとでひとつ速記録を御調査願ひまして、いづれも御訂正願ひたいと思ひます。あとわずかでありますので、私の質問を留保いたしますして、休憩していただきますと思ひます。

○山崎委員 暫時休憩いたします。

午後四時十一分休憩

午後十時開議

○山崎委員 休憩前に引續いて會議を開きます。林委員。

○林(百)委員 消費生活協同組合の關議決定の附帶條件である生活協同組合に対する金融の途を特別に開くことといふことについて主務大臣は、どういふように考へておられるかといふ点が第一、第二点としては農林中央金庫中に一定の枠を與えて、特にこの生活協同組合の方に融資する途を開かれておるかどうかといふ点が第二、第三は金融の途を開く場合に、無担保で政府から貸與されるかどうか、この三つの点について、主務大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○竹田國務大臣 國民金融公社で金融をいたすことに相なつておつたのであります、この法案は遂に間に合はなかつたやうに聞いておるのであります。そういう間に合はなかつた場合の

暫定措置といいたしましては、大蔵当局と審議方について研究中でありまして、この点につきましては、大蔵次官とも了解済みであります。

なお農林中央金庫の問題であります。たしか農林中央金庫は融通の途が別に開けていないと思ひます。さうに考へております。なお担保を入れて貸すか貸さぬかというようなことは、まだ考へ中でありまして、この場合お答えすること輕率のように思ひます。將來國民金融公社ができますれば、そこで融通することに相なるだらうと思ひます。

○林(百)委員 そうしますと、生活協同組合に対する金融の途については、竹田厚生大臣としては、今具体的にどういふことを考へられ、どういふことを目下大蔵大臣と交渉しておられるか、その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○竹田國務大臣 まだ交渉中でありまして、今お答えすることはできません。なおその内容は言うわけにまいりません。

○林(百)委員 そうすると、厚生大臣としては、少くとも將來この途について全力を盡され、何とかしてこの途を開ける意思ありや否やという点をお聴きしたいと思ひます。

○竹田國務大臣 何とか打開の途を講じたと思ひます。

○野本委員 消費生活協同組合が最大奉仕の原則の上に組織せられ、さらにただいまきまゐるであろう員外利用というやうなことが、全然なくなつた場合、これに課税することが私は無理ではないかと思ひますが、この点に対するお考えを伺ひたい。

○竹田國務大臣 この問題は、産業組合並びに農民組合等との対比の上から、よほど問題にはなつたのであります。この問題がありつたために、閣議ではいふん大蔵當局と厚生省との間に議論の対立を見まして、なかにまとまらなかつたのであります。その結果、大蔵當局では関係方面との折衝もせられ、さらに農民組合並びに産業組合等との関係上、農林省、商工省ともいろいろお話し合ひの結果借り入れをする、こゝういふことになつたのであります。

○野本委員 その課税はたとへば、農業協同組合は御承知の通り員外利用は五分の一認めております。それから政府の原案の協同組合は十分の一の員外利用を認めておる。員外利用を認めていふところには課税をするという論理が成り立つのではないかと考へております。それが全然なくなつた場合に課税するといふことは、どう考へても納得できないと思ひます。

○竹田國務大臣 これは産業組合と農民組合とそれとにたいし御審議を願つております。消費生活協同組合等と同じスタートにおいてやらそうというものが閣議の決定であつたのであります。しかるにただいま御修正によつて、員外利用は禁ぜらるることになるのではないかと考へております。さういふことに相なりますれば、野本君御指摘のやうな問題が起つてくると思ひます。さういふことになりますれば、御修正がなるかならぬかわかりませんが、さういふことに相なると思ひます。また別途に考へなければならぬと思ひます。

○野本委員 ただいまの厚生大臣のお

答へで大体お考えのほどはわかりましたが、私も今予想されております修正が成り立つとするならば、課税の問題は當然考へられなければならぬ問題だと思ひます。この点につきましては、できるだけ早い機会に十分御研究を願ひまして、辻褄の合うやうに御処置願ひたい。

○竹田國務大臣 大蔵當局と十分折衝いたします。

○山崎委員 竹田厚生大臣は参議院の方へ至急呼出しを受けましてちよつと退席されます。

○野本委員 政府の提供しました資料によつて見ますと、現在ありますところの消費生活協同組合の平均の資本金はわずかに四万二千円といふことになつております。四万二千円ではたしてどれだけの大衆の消費生活を守つていくことができるかといふことはきわめて疑問でありまして、先ほど林委員から意見の開陳がありましたやうに、資金の面につきましては十分お考えを願ひなければならぬと思ひます。私もこの点につきまして、特に強い希望を申し述べておきたいと思ひます。

○喜多政府委員 ただいま野本委員の御質問になりました消費生活協同組合の維持育成をしていく上において、金面はよほど重要な問題であると存じているわけでありまして、厚生省といひましたしても、この問題に對しましては関係大蔵當局に續く今日まで交渉を續けてきた次第であります。今後とも本問題に對しましては、極力関係當局に折衝をいたしまして、できるだけ努力をいたしてみたい、かやうに考へてゐることを御了承願ひたいと思ひ次第であります。

○林(百)委員 私これで終りました。○林(百)委員 この第十條の点であります。第十條の第三項ですが、「都道府縣の区域を越える連合会が地域によるものは、前二項の規定にかかわらず、會員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業以外の事業を行うことができない。」これはすでに十分検討済みだと思ひますが、こゝした消費生活協同組合のやうな公的な色彩をもつておるものに対して、私的独占禁止と同じやうな條項を入れて、私的独占禁止法の適用をするといふことは納得できないのであります。この点については、どういふ理由でこゝういふことをしたか、お聴きたいと思ひます。

○喜多政府委員 都道府縣の区域を限るにいたしておりますのは、都道府縣以上には大きな組織的經濟事業を営ましめ、強力なる力を將來もたしめることは、國家行政との關係も生じてくるのではなからうか。また中小商工業者との關係から見まして、この程度が最も適當なる限界点である、かやうに考へておる次第であります。

○林(百)委員 消費生活協同組合といふのは、十分公的な色彩をもち、公共事業に類するものであつて、これが強化されることによつて、何も私的な利益が高まるわけでもないと思ひます。むしろ國家のためこゝういふことが好ましいと思ひます。さういふ場合に、何ゆゑこれをあえて制限しなければならぬか。

○喜多政府委員 お説でもつともこのやうでございますが、やはりこれを運営していく場合には、ある程度その線を越えるべき經濟事業を営んでいくといふやうな点も相當考慮しなければならぬ、かやうに考へておる次第であります。

○林(百)委員 その線を越えてはならないという理由を聴きたいと思ひます。なぜさういふやうに線を越えさせないか。さうすると、厚生省としてはこの組合の發達することが望ましくないと考へられるのかどうか。

○喜多政府委員 組合またはその連合会が都道府縣にまたがつて組織せられるといふことは、經濟的事業も行うときにはあまりに強大な組織となり、中央企業に對する圧迫もはたはしくなるから、都道府縣の区域に限ることを適當と考へたのであります。なおまたこのことは、私的独占法などが國經濟組織に關する法制の精神にも適するものと考へておる次第であります。第三には、なお職域が三以上の都道府縣にまたがるときは、例外として設立を認めることもやむを得ないといふものもありまして、また連絡調整のみを行う連合会については弊害がないと思ひましたので、都道府縣を越えて設立し得ることにいたしておる次第であります。

○林(百)委員 この私的独占企業の禁止といふのは、私的な利潤が無制限に許され、私的な事業の強大になることが、防がれる目的であるのが、私的独占禁止法の精神であると思ひます。ところが、消費生活協同組合といふのは、少くとも第一條にあります通り、國民生活の安定と生活文化の向上を期するために、國民の自發的な生活協同組合であるといふことになりまして、むしろ國家的な、公共的な色彩をもつておるものであります。中小商工業者に對する圧迫といふやうなことも

ありますが、しかしこの組合の発達こそが、われわれ國民の生活の安定と生活文化の向上を期するものであるならば、これの発達に十分保護され、助長されるべきものであり、また厚生省としても、むしろそれを保護助長しなければならぬと思ひますが、何ゆゑこれを制限するかのところがどうして「われわれ」に理解できない。もう少しはつきりお答えを願ひたい。

○厚生省委員 私の独占禁止法の第二十四條には一定の要件にあてはまる協同組合に対し、その適用を除外する規定はいたしてあります。本法による消費生活協同組合は、法律に違反せざる限り、独占禁止法のこの規定に当然該当するものと解せられておるわけであり、よつて農協協同組合等によつては御説のごとく、特別の規定を設けなかつたのでございすが、この法案によつて、組合員でも本法に違反し、第二條第二項各号の要件を欠くに至つた場合においては、私の独占禁止法に抵触する場合があり得るというところになるわけでございますので、これらの点を勘案して、本法案に基いていきますならば、間違ひのないのじやなからうか、かように考へております。

○林(百)委員 実はただいま大官のお説の通り、漁業協同組合並びに農協協同組合にもこの規定がないのであります。漁業協同組合、農協協同組合はいずれも漁民、農民の福祉、生活の安定のための法案である。従つて一般市民、消費階級の生活の安定、文化生活の向上という目的では、商業協同組合、農協協同組合も、消費生活協同組合もまったく同じだと思ひます。しかるに漁業協同組合と農協協同組合とはこ

ういふ規定がないのに、消費生活協同組合にだけこの除外例を設けるという理由がはつきりしないのであります。殊に厚生大臣の所管であるこの組合だけが除外例があるのがわからないのであります。その点をお聴きしたいのであります。

○厚生省委員 本問題は厚生委員会とも相談した結果によりまして、この法案に準拠する上におきましては、ただいまの御趣旨のような懸念のあるところはないように存じているわけでありまして。

○林(百)委員 結局厚生大臣並びに大官の言うことは、何が何でもかきまわすから、私の方の質問もこれをもちつて打ち切りますが、この消費生活協同組合の主旨である厚生省が、消費生活協同組合の組織の発達をはかり、生活の安定と生活文化の向上を期することを、第一條でその目的と責任をはつきりうたつておきながら、しかもみづからその発達を阻害するような條文を設けることは、まったく了解に苦しむ点であります。この点はいくら聴いてもわけのわからない返事をしておりまして、私の方の質問も打ち切りますが、まことに遺憾であると思ひます。

○山崎委員 それでは消費生活協同組合法案に対する質疑を打ち切るに御異議ありませんか。

○山崎委員 御異議がなければ、本案に対する質疑を打ち切ります。

次に、本案に対する討論に移ります。討論は通告順にこれを許します。

○有田委員 われわれ、民主自由党といひましては、本法案の第十二條の第

三項並びに第十四條の二項、三項の点に問題がありまして、この点が全部抹消され得るという見解のものに、私どもは協同の態度をとつてまいつたのであります。結局これがどうしても容れられないということになりました。結果、二項、三項はそのまま生じます。

ただ次の修正案が認められるという結果になつてゐるものでありますが、少くとも今日中小商工業者が経済的に非常に疲勞困窮している状態にありまして、この修正によりまして、幾分なり中小商工業者を助け得るという考えをもちまして、右の修正案を具して、民主自由党は賛成したい。かように思ふものでございします。すなわち第十二條第三項を全部抹消いたしまして次の通り修正いたすのでございします。

修正案  
3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政廳の許可を得た場合はこの限りでない。

こういうように改めるのであります。したがつて「当該行政廳の許可を得た場合はこの限りでない」というのはどういふことかと申しますと、主として今日利用施設で、たとえばくつ屋、床屋、洗濯屋、製粉施設、医療施設等で組合員外に利用させることを適當とするもの、こういうものを当該行政廳が許可をしてもいいという意味合いであります。この條項を付して民主自由党はこの法案に賛成したいと思ひます。

生活協同組合法案といふものは、前國會に生活協同組合法案としてやましく論議されたものとは、その内容をはなはだしく異にいたしておると思

います。私ども民主自由党といひしても、この法案について大體賛成の意を表するものでありますけれども、先刻申しましたように、全國の中小商工業者は私どもの想像以上に疲勞困窮いたしておるのであります。結局この組合法案ができることによつて脅威を受ける面が多々ある。しかしながらその法案が相当停止されまして、その弊害も非常に少なくなつてきておる。しかもまたこの組合ができましたことによつて、廣く組合員全体が幸福になるといふ建前からいきまして、この法案に賛成するものであります。同時に私どもが最後まで反対いたしておりました第十四條第二項、第三項につきましては、單に中小商工業者に脅威を與えるといふのみでなく、組合員それ自体をいたしまして、決してこれが幸福をもたらすものでないと思ふものであります。すなわち第二項におきましては地域、第三項におきましては職域であります。第三項におきましては職域でありますが、職域の場合においてはその工場あるいは事業場の附近に住居を有する者で、組合の施設を利用することと適當とするものを組合員とするこ

とができるものであります。こ

ういふ廣範圍に職域の者を組合員に入れるということになりますと、ほんとうの組合員全体に不幸をもたらすものがあると私どもは考へるのであります。

さらに私どもはこの際各党の申合せをいたしまして次の申合せをするものであります。

申 合  
消費生活協同組合法案は会期切迫せる七月三日提案せられ、その審査に必要な十分の時日を有し得なかつた

ことはきわめて遺憾である。厚生委員会は四回の情勢に鑑み、急速な審査のもとにこれを一部修正可決することとしたが、来るべき第三國會においてあらためてこれを検討し、必要な改正を加へんとするものである。

以上申合せを付しまして本法案に賛成するものであります。(拍手)

○山崎委員 野本品吉君。

○野本委員 消費生活協同組合は消費大衆がみずからの生活を守らうとする盛りに上る意思によつて續々と生れてきておるのであります。これに對して法的な措置が講ぜられておりません。したことは、私どもきわめて遺憾とするところでありました。このたび政府提案によりまして、この消費生活協同組合に法的な根拠が與えられるようになりまして、これは、日本の現在ありま

す協同組合あるいは今後生れてきます協同組合のために、まことに喜びにたえない次第であります。私はこの法案の成立によりまして、日本の消費大衆の生活がいよいよ充實を深められてくるやうにということを中心から願ひたしまして、修正案を付した原案に賛意を表するものでございします。(拍手)

おただいま申合せがありました。この消費生活協同組合の名に値するものをつくり上げていかなければならぬと考へておる次第であります。以上所見を申し述べまして賛意を表する次第であります。(拍手)

○山崎委員 平工喜一君。

○平工委員 ただいま野本委員のおつしやつたことに同感でございます。いろいろ本案について問題の点がありま

正案を出したいと思っております。多少不満足ながら速やかに本案を成立させてもらいたいということで本案に賛成するものであります。

○山崎委員長 寺崎君。

○寺崎委員 日本農民党も賛成であります。(拍手)

○山崎委員長 齋藤君。

○齋藤(晃)委員 私は第一議員俱樂部を代表いたしました。本案は不本意ではありますけれども、大衆の生活の安定をはかる意味において賛成をいたします。同時に、完全なる法案につきましては、来るべき第三國會において修正を加えまして、完全な組合法をつくる。また先ほど答弁がありましたように、これら組合に対する資金面においても、現在何ら確信をもてないというようなことは、私どもはなほ遺憾にたえません。この法案ができましたならば十分な検討を加えまして、眞にこの組合の發達のために政府が努力せられんことをお願いいたしまして賛成するものであります。(拍手)

○山崎委員長 林百郎君。

○林(百)委員 日本共産党は左の五つの点において本法案に反対するものであります。一つは金融の途が開かれておらないということ、一つはこれを私的独占禁止法と同様な取扱いをして、將來の發展を阻止しておるといふこと、第三はこれに対して所得税、地方税、事業税、取引税の方法を講じておるといふこと、第四としては信用事業を全然許しておらないということ、また本日自由党から出ました修正案によりますと、これはまったく消費組合の伸縮性を制限するもので、適正な發達をむしる阻害するものだと思うのであ

ります。以上の点から言ひまして、本法案はむしろこの程度のものではつくない方がよいと思ひますから、共産党としては遺憾ながら反対をいたします。

○山崎委員長 討論は結局いたしました。採決に入ります。まず有田二郎君より提案せられた修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○山崎委員長 起立多数、よつて本修正案は決定いたしました。

次に修正部分を除いた他の部分について採決いたします。原案の他の部分を可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○山崎委員長 起立多数、よつて本案は修正可決せられました。(拍手)

次に議長に提出いたします報告書の作成については委員長に一任されたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なければさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十時二十九分

〔參照〕

消費生活協同組合法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

組合に民主的な基準を與え、國民經濟における流通秩序の確立と個人の消費經濟の合理化を図り、又各種の文化協同施設を設け、協同的な生活を行うことによつて國民の教養を高め、日常生活の文化的向上を図る

ことが本法案の目的である。

二、議案の修正議決理由

消費生活協同組合については、その特質に應じた根拠法がなく、便宜産業組合法に準拠させていたのであるが、主として農業生産者を對象として立法せられた産業組合を、都市生活者を對象とする消費生活協同組合の基準法とすることはすでに適當ではなく、殊に新しい意義を持つ現在の消費生活協同組合には適合しないものがあるから、本組合のため独自の法律を制定することは適當であり、又法律案の内容も概ね妥當と認められるが、いわゆる員外利用を認めることは中小商工業者の發展を阻害する虞があるので、原則としてこれを認めず、行政廳の許可のあつた場合のみ例外的にこれを認めることを適當と認め、本案はこれを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月五日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長 松岡駒吉殿

消費生活協同組合法案の一部を次のように修正する。

(事業の利用)

第十二條 組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを限制されない。

2 定款に特に定のある場合を除く外、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。

3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。但し、当該行政廳の許可を得た場合の外、その事業年度における組合員の利用分量の總額の十分の一を超えてはならない。

可を得た場合は、この限りでない。

組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の總額は、特に行政廳の許可を得た場合の外、その事業年度における組合員の利用分量の總額の十分の一を超えてはならない。

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局